

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月 7 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第 5 号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成 4 年鳥取県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（警察署長への事務の委任）</p> <p>第 3 条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第 3 項の規定により、同法第11条第 1 項、第12条第 2 項、第12条の 6 第 1 項、第18条第 1 項、第22条第 1 項、第26条第 1 項、<u>第30条及び第30条の 3</u>の規定による命令を警察署長に委任する。</p> | <p>（警察署長への事務の委任）</p> <p>第 3 条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第 3 項の規定により、同法第11条第 1 項、第12条第 2 項、第12条の 6 第 1 項、第18条第 1 項、第22条第 1 項、第26条第 1 項<u>及び第30条</u>の規定による命令を警察署長に委任する。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。